

関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム規約

平成 22 年 4 月 1 日制定

(名 称)

第 1 条 本会は、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（以下「本フォーラム」という。）と称する。

2 英文名称は、Kansai-Asia Environmental and Energy-Saving Business Promotion Forum と称する。また、略称として Team E-Kansai（チーム イー カンサイ）と称する。

(目 的)

第 2 条 本フォーラムは、関西地域が有する環境・省エネルギー分野での産業集積や大学・研究機関等の集積を活用し、アジア地域における環境負荷低減や地球環境問題への対応に貢献するとともに、関西地域の環境・省エネビジネスとアセアンや中国等のアジア地域の環境・省エネビジネス及びそのユーザー企業との持続的なビジネス連携の促進及びそのためのビジネス・ネットワーク構築を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本フォーラムは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 重点地域におけるビジネス連携促進事業

- ① 現地ニーズに対応するシステム提案型プロジェクト組成支援
- ② 重点地域で実施される展示会や商談会への参加支援
- ③ ビジネス・フォローアップ体制整備
- ④ 現地の関係機関との協力の枠組み構築

(2) 情報発信、セミナー等 情報提供事業

- ① メンバー企業の商品情報等の整備・発信
- ② 現地のビジネス関連情報の収集・提供
- ③ 各種セミナーや会員間の情報交換・交流事業の実施
- ④ HP 運営、メルマガ発信

(3) その他、本フォーラムの目的達成に必要な事業

(会 員)

第 4 条 本フォーラムの会員は、関西に本社又は活動拠点を有し、本フォーラムの目的に賛同して、本規約を遵守することを条件に、別紙 2 の入会申込書を提出した次の会員により構成する。

(1) 一般会員 法人又は団体

(2) 個人会員 学識経験者等の個人

(会費の納入等)

第5条 本フォーラムの会費は無料とする。但し、今後事業を遂行していく中で、会費の徴収が必要となる際は、幹事会において検討する。

(退会・除名)

第6条 本フォーラムからの退会を希望する者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 会員の立場を利用し、本フォーラムの信用を著しく害した場合は、幹事会の決定により会員を除名することができる。

(役員)

第7条 本フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内

(役員を選任等)

第8条 会長は、幹事会において選定された会長会社の代表とする。

2 副会長は、幹事会において選定された副会長会社の役員とする。

3 会長は、本フォーラムを代表し、業務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合があるときはその職務を代行する。

5 役員は、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行う。

(支援・協力機関)

第9条 本フォーラムは、別紙1の支援・協力機関と連携した取り組みを行う。

2 本フォーラムは、必要に応じ、支援・協力機関に幹事会、分科会等への参加等による助言と支援を求める。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長を務める。

3 総会は、原則として年1回開催し、事業活動及び事業計画などについて報告を行う。

4 総会は必要に応じて、書面又はEメールによることができる。

(幹事会)

第11条 本フォーラムの下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、10名程度の幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選により選出する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催する。
 - (1) 会長会社及び副会長会社の選定
 - (2) 本フォーラムの事業活動報告及び事業計画
 - (3) 本規約の改正
 - (4) 幹事の選任・退任
 - (5) 分科会の設置
 - (6) 会長が特に必要と認めた事項
- 6 幹事会の運営に必要な事項は、幹事会が決定する。

(分科会)

第12条 本フォーラムは必要に応じ分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、それぞれの目的に関心ある会員から構成する。

(事務局)

第13条 本フォーラムに事務局を置く。

- 2 本フォーラムの事務局は、近畿経済産業局通商部国際課に置く。
- 3 近畿経済産業局は、公益財団法人地球環境センターと共同して事務局を務める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成24年5月16日から施行する。(一部改正)
- 3 この規約は、平成25年5月16日から施行する。(一部改正)

支援・協力機関
(平成25年5月現在)

APEC環境技術交流促進事業運営協議会
NPO法人資源リサイクルシステムセンター
大阪市
大阪商工会議所
大阪府
大阪 水・環境ソリューション機構
財団法人海外産業人材育成協会
公益社団法人関西経済連合会
京都産業エコ推進機構
独立行政法人国際協力機構関西国際センター（JICA関西）
堺国際ビジネス推進協議会
滋賀県
一般財団法人省エネルギーセンター（近畿支部）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（関西支部）
公益財団法人太平洋人材交流センター
地球環境関西フォーラム
公益財団法人地球環境センター
独立行政法人中小企業基盤整備機構（近畿本部）
一般財団法人日中経済協会（関西本部）
一般社団法人日中経済貿易センター
一般社団法人日本産業機械工業会（関西支部）
株式会社国際協力銀行（西日本国際営業部）
独立行政法人日本貿易振興機構（大阪本部）
独立行政法人日本貿易保険（大阪支店）
公益財団法人ひょうご環境創造協会
和歌山県
公益財団法人わかやま産業振興財団

注：五十音順。（ ）内は、関西に所在する支分部局等が窓口の場合。

（全27機関）